

第148回
青森県都市計画審議会
議事録

令和3年12月22日（水）

日 時：令和3年12月22日（水） 午後2時30分から午後3時40分

場 所：青森県庁西棟8階大会議室

出席者：議長 堀内 一穂
委員 古戸 睦子
委員 藤林 吉明
委員 今 一憲
委員 坂本 修 （代理：小椋 好明）
委員 稲田 雅裕 （代理：一戸 欣也）
委員 田中 由紀 （代理：伊藤 誠）
委員 櫻井 美香 （代理：高橋 肇）
委員 岡元 行人
委員 山田 知
委員 佐藤 洋治

以上11名出席

議 事

- 議案第1号 野辺地都市計画道路の変更（青森県決定）について
- 議案第2号 東北都市計画道路の変更（青森県決定）について
- 議案第3号 三沢都市計画道路の変更（青森県決定）について
- 議案第4号 六戸都市計画道路の変更（青森県決定）について
- 議案第5号 建築基準法第51条による産業廃棄物処理施設の敷地の位置（青森県知事許可）について
- 議案第6号 建築基準法第52条第8項第1号による区域の指定（青森県知事指定）について

【司会】

定刻よりも2分ほど早いですが、委員の方々もお揃いになりましたので、ただいまから第148回青森県都市計画審議会を開催いたします。私は本日の司会を務めます都市計画課都市計画・景観グループの對馬と申します。どうぞよろしく申し上げます。

なお、会長の八戸工業高等専門学校 産業システム工学科 准教授の馬渡 龍様でございますが、本日は都合により欠席されております。

このため、青森県附属機関に関する条例第4条第5項により、会長が予め指名した委員が職務を代理することになります。

都市計画審議会では、昨年委員の改選を行っておりますが、12月の組織会において、馬渡会長から堀内一穂委員が職務代理者に指名されております。そのため、本日は、堀内一穂委員が会長の職務を代理することとなり、会長に代わりまして議長を務めることとなります。堀内委員、よろしく申し上げます。

本日は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ドアや窓を開けるなど、換気をしながらの開催となります。会場が寒くなることも考えられますので、必要に応じて上着等の着用をされる等、御理解御協力をよろしく申し上げます。

それでは、会議に先立ちまして、本日御出席の委員の皆様を紹介いたします。お手元の、第148回青森県都市計画審議会委員名簿をご覧ください。委員名簿の上から順にご紹介いたします。

第1号委員は、学識経験を有する皆様でございます。

ただいまご紹介申し上げましたが、本日、会長代理を務めます、弘前大学大学院理工学研究科助教の堀内 一穂様でございます。

一般社団法人青森県建築士会の古戸 睦子様でございます。

公益社団法人青森県宅地建物取引業協会の藤林 吉明様でございます。

公募委員の今 一憲様でございます。

続きまして、第2号委員の関係行政機関の皆様でございます。

本年10月に改選となりました、東北農政局長の坂本 修様でございますが、本日は代理として東北農政局農村振興部農村計画課長の小椋 好明様が出席されております。

本年7月に改選となりました、東北地方整備局長の稲田 雅裕様でございますが、本日は代理として青森河川国道事務所所長の一戸 欣也様が出席されております。

本年7月に改選となりました、東北運輸局長の田中 由紀様でございますが、本日は代理として東北運輸局青森運輸支局支局長の伊藤 誠様が出席されております。

本年10月に改選となりました、青森県警察本部長の櫻井 美香様でございますが、本日は代理として青森県警察本部交通規制課長の高橋 肇様が出席されております。

続きまして、第4号委員は県議会議員の方でございます。

岡元 行人様でございます。

本年11月に就任されました、山田 知様でございます。

続きまして、第5号委員は市町村の議会の議長を代表する方でございます。

本年6月に改選となりました、青森県町村議会議長会会長の佐藤 洋治様でございます。

なお、本日の委員の皆様の出席状況についてですが、委員15名中11名の御出席を頂いております。全委員の2分の1以上がご出席となりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、当審議会の庶務に従事する幹事の紹介をいたします。

青森県県土整備部都市計画課の今井 健課長です。

青森県県土整備部建築住宅課の駒井 裕民課長です。

続きまして、お配りしている資料の確認を行います。

委員の皆様には事前にお配りしていただきました資料として、先ほど使用いたしました、1つ目は第148回青森県都市計画審議会次第です。なお、委員名簿および出席状況、委員席図は、一部修正がありましたため、本日お手元に改めてお配りしております。続きまして、議案書、さらに、A3判横の参考資料となります。

本日配付した資料としまして、表紙が青色の議案第1号から議案第6号までのパワーポイントを印刷した資料です。次に、議案第5号及び議案第6号に関する補足説明資料となります。不足などございましたら事務局までお申し付け下さい。

それでは、青森県付属機関に関する条例第6条の規定によりまして会長が会議の議長となりますが、本日は会長欠席のため、堀内一穂委員が会長の職務を代理することとなります。それでは、堀内委員、議事の進行をよろしく願いいたします。

【堀内会長代理】

はい。それでは、規定によりまして議長を務めます。よろしく申し上げます。

最初に慣例によりまして、私から議事録署名委員お二方を指名させていただきます。藤林委員と佐藤委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

【両委員】

はい。

【堀内会長代理】

ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

それでは議案の審議に入ります。

議案第1号「野辺地都市計画道路の変更（青森県決定）」及び議案第2号「東北都市計画道路の変更（青森県決定）」について、これらについては、関連する議案となっていますのでまとめて、事務局から説明してください。

【事務局】

はい。

本日は年末のお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。都市計画課都市計画・景観グループサブマネージャーの葛西と申します。よろしくお願ひします。

議案第1号から第4号までは私から説明いたします。議案第5号及び第6号につきましては、建築住宅課の担当者より説明いたします。

議案第1号から第4号までは各都市計画道路についての案件となっておりますので、初めに都市計画道路について説明いたします。その後それぞれの道路の具体的な変更内容について説明いたします。

それでは、議案第1号「野辺地都市計画道路の変更（青森県決定）」及び議案第2号「東北都市計画道路の変更（青森県決定）」について、ご説明いたします。

これらについては、2つの都市計画区域にまたがっているものの1本の繋がった路線となっておりますので、一括してご説明いたします。

お手元の資料のうち、議案書は1ページから8ページ、参考資料は1ページから5ページとなります。

説明に際しては、パワーポイントを用い、スクリーンに投影して概要を説明いたします。お手元の青色の資料とスクリーンの内容は同じ内容となっておりますので、見やすい方をご覧くださいと思います。

4ページです。まず、都市計画道路について説明いたします。都市計画道路とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画法に基づいて決定される道路のことです。

目的とその効果ですが、都市計画道路として決定することにより、事前にその

ルートを示すことができます。その決定された範囲には建築制限がかかるほか、事業認可を得ることで土地の収用が可能になるなど、道路の建設を円滑に行うことができるようになります。この建築制限について、簡単に説明いたします。

これは、建築制限のイメージ図です。黒い実線が現在の道路の幅を示した線です。青い点線が都市計画道路の幅を示した線です。建築制限を受けるのは黒い実線と青い点線の間になります。この制限区域において、基本的には建築物を建てる際は2階以下で地下を有しない建築物であり、比較的容易に移転できる木造等の建築物でなければ建築することができないこととなります。

次に、建築の許可についてです。

都市計画道路を決定した場合、都市計画道路の区域内において、建築物を建築しようとするときには都市計画法第53条第1項の規定による許可が必要になり、その許可はその区域を管轄する市町村長が出すこととなります。

許可の基準は、階数が2以下で、かつ、地下を有しないこと。主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。上記の二つの要件を満たし、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められるものとなります。

それでは、野辺地都市計画道路の変更及び東北都市計画道路の変更の具体的内容についてご説明いたします。

今回変更する都市計画道路ですが、まずは野辺地都市計画道路の1・3・1号有戸鳥井平一ノ渡線です。図の右側の区間となりますが、既に供用済みの下北半島縦貫道路の野辺地バイパスの区間であり、野辺地木明インターチェンジから野辺地インターチェンジまでを元々平成9年4月に都市計画道路として決定していました。後ほど変更理由をくわしくご説明いたしますが、このうち野辺地インターチェンジの形状変更とこれに伴う本線延長が今回変更対象となります。

次に、図の左側の区間となりますが、東北都市計画道路として新たに2つの都市計画道路を追加するものです。1・5・1号後平湯田平線の区間は、現在、国より事業中の「上北自動車道 天間林道路」の国道4号との接続部、ここは（仮称）天間林(2)インターチェンジが計画されていますが、ここを起点として、県道後平青森線とのジャンクションから北へ進み、有戸鳥井平一ノ渡線との接続までとなります。1・5・2号柳平線の区間は、ジャンクションから県道後平青森線との接続までとなります。これらの変更・追加は、野辺地・東北の各都市計画上必要な道路として、下北半島縦貫道路の野辺地～七戸間の整備を円滑に進めるために行うものとなります。

次に、必要性についてご説明します。

まずは、「安定した物流を支える道路ネットワークの確保」が挙げられます。主要幹線道路として、貨物車等が円滑に通行できるとともに、並行する国道、県道

が通行止めになった際も代替路線となり、安定した広域的な物流ネットワークが確保されることから、農林水産業をはじめとした産業や工業の振興を支援します。

次に、「広域観光を支える道路ネットワークの確保」が挙げられます。移動性の向上により、上北・下北地域の観光拠点の連携を強化し、広域観光周遊ルートの形成に資する道路ネットワークとして、広域観光の活性化を支援します。

また、「道路走行環境の改善」も挙げられます。特に冬期において著しく発生している車輛の速度低下や交通事故が改善され、主要幹線道路としての機能が強化されます。

今回変更しようとする理由ですが、まず、有戸鳥井平一ノ渡線については、後平湯田平線との接続区間について、現在の野辺地インターチェンジの形状に合わせてるとともに、七戸側の追加によるインターチェンジ形状と本線延伸の変更をするものです。

まず、現在の野辺地インターチェンジに合わせてということですが、平成9年4月に都市計画決定した際の範囲は図に示しているとおおり、黄色部分の範囲内でありました。その後、事業を進めていく中で、青色資料の9ページの図の左側のように整備をして現在供用しています。さらに今回の都市計画変更で、南側の七戸側が新たに後平湯田平線として都市計画決定されることで接続形状を変える必要がありますので、図の右側のようなインターチェンジ形状になる計画としております。

したがって、元々の都市計画範囲から削除となる部分、新たに範囲として追加する部分を今回一連で変更するものであります。

なお、形状変更により、本線部の終点位置も変わることから、延長と終点部の地内も併せて変更となります。変更後の都市計画範囲は、青色資料の6ページに戻りまして図の赤色範囲となります。

次に、追加する2路線の理由ですが、下北半島縦貫道路のうち野辺地～七戸間と県道後平青森線への接続区間について、新たに都市計画道路としての位置付けを行うものであります。

先ほどもご説明しましたが、下北半島縦貫道路の野辺地～七戸間の整備を円滑に進めるため、有戸鳥井平一ノ渡線の変更とともに行うものとなります。

道路の計画概要ですが、有戸鳥井平一ノ渡線は今回の変更で計画延長が約7.1 kmから約7.4 kmに変更となります。このうち今回変更対象範囲は約1.0 kmです。車線数、道路区分及び設計速度は元々の規格と変わりません。事業としては、一般国道の改築扱いとなります。下の図は標準横断図です。

次は後平湯田平線及び柳平線の計画概要になります。計画延長は後平湯田平

線が約6.5km、柳平線が約1.9km、車線数・道路区分・設計速度はどちらも同じでそれぞれ2車線、第1種第3級、80km/h、標準的な道路幅員としては13.5mです。下の図は標準横断面図です。

なお、今回都市計画変更を行うのは、上幅とって道路幅員分の幅であり、実際に出来る道路構造自体の幅ではありません。例えば、区間によっては盛土をして道路を作るので、道路用地としては盛土の下の幅となるのでより広くなります。この下幅での都市計画変更については、今後、事業化された後に行う現地測量や詳細設計にて道路下幅が決定した段階で、下幅による都市計画変更を改めて行う予定となります。

これは有戸鳥井平一ノ渡線の総括図となります。赤色で引き出している区間が今回の変更箇所となります。下北縦貫道路の野辺地木明インターチェンジがある野辺地町字有戸鳥井平を起点に、今回の変更に伴い終点が東北町湯田平となる約7.4kmの都市計画道路となります。なお、路線の黒色は変更がない箇所となります。

これは後平湯田平線及び柳平線の総括図となります。後平湯田平線は(仮称)天間林(2)インターチェンジが計画される七戸町字後平を起点として、県道後平青森線とのジャンクションから北へ進み、国道4号や県道八戸野辺地線と並走するルートを通って、有戸鳥井平一ノ渡線の終点である東北町湯田平までの約6.5kmの都市計画道路となります。

柳平線は、ジャンクションから県道後平青森線との接続までの区間であり、起終点とも七戸町字柳平となる約1.9kmの都市計画道路となります。

これは有戸鳥井平一ノ渡線の変更箇所の平面図となります。変更理由のページにて詳細な説明をしたところですが、後平湯田平線との接続区間について、現在の野辺地インターチェンジの形状に合わせてとともに、七戸側の追加によるインターチェンジ形状と本線延伸の変更をするものです。図の凡例では黄色が変更前、赤色が変更後となっておりますが、変更前の区域にも赤色の範囲と重なっている部分がありますので、今回の都市計画変更に伴い、黄色の範囲が都市計画区域から除外されたうえで、赤色の範囲が変更後の都市計画道路の範囲となるということになります。

これは後平湯田平線の起点である七戸町字後平付近の平面図となります。赤色が今回追加する道路の区域です。起点部が少し広いのは、国道4号との間での乗り降りの関係で補助車線を設ける必要があるためです。都市計画道路の本線はあくまでも2車線の13.5mとなります。

ここは柳平線を含めた七戸町字柳平付近の平面図となります。

ここは七戸町字菩提木から尾山頭付近の平面図となります。

ここは七戸町字尾山頭から東北町板橋山付近の平面図となります。

ここは東北町板橋山から山添付近の平面図となります。

ここは後平湯田平線の終点である東北町湯田平付近の平面図となります。この先は緑の線で示しておりますが、有戸鳥井平一ノ渡線の都市計画道路となります。

続きまして、こちらは1・5・2号の柳平線の平面図となります。赤色が今回追加する道路の区域です。

起点側のジャンクション部の範囲の考え方については、後平湯田平線が国事業、柳平線が県事業による事業化を目指しているところですが、ジャンクションは一体で整備されるものであり、その中で想定される国と県の事業区分を基にした範囲となっており、東北地方整備局との事前協議を踏まえたものとなっております。

これは、有戸鳥井平一ノ渡線の変更箇所である野辺地インターチェンジ周辺の、上空からの写真です。下の地図には、青色の矢印で撮影した箇所と方向を示しています。

これは、後平湯田平線の起点部となる（仮称）天間林（2）インターチェンジ周辺の、上空からの写真です。事業中の上北自動車道からの延伸となり、県道後平青森線へと繋がるジャンクションから写真の右側、北方面へ進みます。ジャンクションからみちのく有料道路方面が柳平線となります。

これは、後平湯田平線の間中付近となる野辺地川周辺の、上空からの写真です。野辺地川周辺です。写真の上側が起点側で、国道4号や県道八戸野辺地線と並走し、野辺地川を横断するルートとなります。

これは、後平湯田平線の終点部である野辺地インターチェンジ周辺の、上空からの写真です。有戸鳥井平一ノ渡線との接続となります。

最後に、手続き関係ですが、野辺地町・東北町・七戸町それぞれでの説明会開催は、県内における新型コロナウイルス感染拡大の時期と重なり、直前で開催を取り止めましたが、中止の決定が直前となったことから、説明会開催予定日には3町に協力をお願いし資料配布の対応を行い、県のHP上でも資料を掲載しました。その後、案の縦覧等を行いました。住民からの意見は特にありませんでした。また、3町からは意見なしとして意見聴取しており、国との事前協議において異存なしの回答をいただいております。

今後、この審議会で異論等がないようでしたら、国土交通大臣の同意の手続き及び決定告示を進めたいと考えております。

以上で、議案第1号及び第2号についての説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【堀内会長代理】

ありがとうございます。ただいま説明のありました議案第1号及び議案第2号につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(質問・意見なし)

では、私から1つ、質問いたします。ささいなことなのですが、1・5・1号後平湯田平線において、片側1車線の道路を作るうえで、まだ盛土の計画が決まっていないため、それが定まってから再度都市計画を修正するとのことですが、その際にその道路が片側2車線になる可能性はないのですか。

野辺地インターチェンジより北は片側2車線で整備されていますが、南側もそれに倣って片側2車線になることはないのだろうかと思ひまして。

【事務局】

はい、現在の事業計画は片側1車線と聞いております。今のところは、変わることはないと思われまます。

【堀内会長代理】

ありがとうございます。他にご質問、ご意見等ございませんか。

では、ご質問、ご意見等ないので、お諮りいたします。

議案第1号及び議案第2号については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【堀内会長代理】

それでは、ご異議ないようですので、議案第1号及び議案第2号については原案どおり決定することといたします。

次に、議案第3号「三沢都市計画道路の変更（青森県決定）」及び議案第4号「六戸都市計画道路の変更（青森県決定）」について、これらについても、関連する議案となっていますのでまとめて、事務局から説明してください。

【事務局】

はい。続きまして、議案第3号「三沢都市計画道路の変更（青森県決定）」及び議案第4号「六戸都市計画道路の変更（青森県決定）」について、ご説明いたします。

これらについては、先ほどの議案同様、2つの都市計画区域に跨がっているものの一本の繋がった路線ですので、一括してご説明いたします。

お手元の資料のうち、議案書は9ページから14ページ、参考資料は6ページから10ページとなります。

今回変更する都市計画道路ですが、路線名はどちらも中央町金矢線です。三沢市中心部と六戸町を結ぶ路線で、三沢市側は三沢市の中央町四丁目から犬落瀬字古間木までの約3.7kmの三沢都市計画道路3・4・3号中央町金矢線として、六戸町側は六戸町の犬落瀬字柳沢から犬落瀬字内金矢までの約0.9kmの六戸都市計画道路3・6・1号中央町金矢線として、それぞれ都市計画決定されております。このうち、変更箇所と旗揚げしております市町村界をまたいだ約1.0kmの区間の変更を今回行うものとなります。

次に、中央町金矢線の必要性についてご説明します。

路線としては、三沢市中心市街地、青い森鉄道三沢駅、六戸町金矢工業団地を經由して、上北自動車道六戸・三沢インターチェンジに至る主要幹線道路として重要な路線となっていることから、まずは、「安定した物流を支える道路ネットワークの確保」が挙げられます。主要幹線道路として、貨物車等が円滑に通行できるとともに、並行する国道、県道が通行止めになった際も代替道路となり、安定した広域的な物流ネットワークが確保されることから、農林水産業をはじめとした産業や工業の振興を支援します。

次に、「広域観光を支える道路ネットワークの確保」が挙げられます。移動性の向上により、上北地域の観光拠点の連携を強化し、広域観光周遊ルートの形成に資する道路ネットワークとして、広域観光の活性化を支援します。

また、「道路走行環境の改善」も挙げられます。特に冬期において著しく発生している車輛の速度低下や交通事故が改善され、主要幹線道路としての機能が強化されます。

今回変更しようとする理由ですが、道路設計が進んだことにより、道路法面などの範囲が明確になったことから、必要な範囲を追加することによる都市計画道路の区域の変更を行うものです。

これは変更する部分の横断図となります。当初の都市計画決定では、道路法面等に必要な範囲が未定であったため、令和2年1月に図の真ん中の幅10.5mの道路幅員部分について、上幅の都市計画決定を行いました。

その後、事業実施が進み、道路法面などの範囲が確定したため、赤色の部分、道路法面や流末排水施設などを追加し、道路建設に必要な部分全体を都市計画道路として決定したいと考えております。

これは三沢都市計画道路中央町金矢線の計画概要になりますが、今回変更する部分はありません。

なお、参考資料の9ページでは2種類の標準横断図を載せておりますが、これは路線内に標準的な道路幅員として16mと10.5mの2種類あるためです。今回変更する区間は、道路幅員が10.5mの区間のみですので、青色資料では10.5mの標準横断図のみ載せております。

これは六戸都市計画道路中央町金矢線の計画概要になります。こちらも今回変更する部分はありません。道路幅員は路線全区間で10.5mです。

これは変更箇所を中心とした総括図となります。赤色で引き出している区間が今回の変更箇所となります。現在、緑の線の県道三沢七戸線の道路事業として事業が行われており、この変更箇所の範囲が事業範囲となっております。

これは三沢都市計画道路の中央町金矢線の平面図となります。図の凡例では、変更後が赤色となっておりますが、それに挟まれた青線で囲まれた部分が既に決定されている道路幅員分です。この既に都市計画決定されている部分に加えて、今回の変更により赤色部分が区域として追加となります。

これは六戸都市計画道路の中央町金矢線の平面図となります。凡例の標記等は先ほどの三沢側同様、青線で囲まれた既に決定されている部分に、今回の変更により赤色部分が区域として追加となります。

これは、変更箇所を上空から見た航空写真となります。姉沼川が流れている箇所は谷地形となっており高低差があることから、谷には橋を架ける計画となっております。橋の前後は盛土により道路を構築する計画ですが、法面により高低差を処理することから、今回の区域の追加となるものです。

最後に、手続き関係ですが、三沢市・六戸町それぞれでの説明会開催が、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、直前で開催を取り止めましたが、中止の決定が直前となったことから、説明会開催予定日には市・町に協力をお願いし資料配布の対応を行い、県のHP上でも資料を掲載しました。その後、案の縦覧等を行いました。住民からの意見は特にありませんでした。また、市・町からは意見なしとして意見聴取しております。

今後、この審議会で異論等がないようでしたら、決定告示をしたいと考えております。

以上で、議案第3号及び第4号についての説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【堀内会長代理】

ありがとうございました。ただいま説明のありました議案第3号及び議案第4号につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(質問・意見なし)

ご質問、ご意見等ないので、お諮りいたします。
議案第3号及び議案第4号について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【堀内会長代理】

それでは、ご異議ないようですので、議案第3号及び議案第4号については原案どおり決定することといたします。

続いて、議案第5号「建築基準法第51条による産業廃棄物処理施設の敷地の位置（青森県知事許可）」について、ご審議をお願いいたします。

それでは、議案の内容について、事務局から説明してください。

【事務局】

建築住宅課建築指導グループの小野と申します。

それでは、議案第5号「建築基準法第51条による産業廃棄物処理施設の敷地の位置（青森県知事許可）」についてご説明いたします。

始めに、関係法令等についてご説明申し上げます。

お手元に、お配りしております資料1「議案第5号に関する補足説明資料」をご覧ください。

上段には、建築基準法第51条の条文を記載しております。

その条文では、「都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、この限りでない。」と規定されております。

本日の案件は、一事業者が建設する施設であり、恒久的かつ広域的な処理を行うもの、また公共性を有していると認めがたく、その敷地の位置を都市計画決定することにはそぐわないことから、この条文にあるただし書きの規定に基づき、当審議会へ付議したものであります。当審議会の議が得られれば許可できることとなります。

下段の記載は、建築基準法第51条ただし書き許可に基づいた計画の検討事項についてです。それぞれについて検討が行われ、市街地への環境に影響はないなどと審査された上で、当審議会へ付議されております。後ほど、検討事項についての審査結果をご説明いたします。

次に資料2をご覧ください。産業廃棄物処理施設に関する建築基準法上の手続きをフロー化したものです。

次に資料3をご覧ください。左側が都市計画法の手続きフローで、隣が建築基準法の手続きフローであり、右側が廃棄物処理及び清掃に関する法律の手続きフローとなっております。

次に資料4をご覧ください。廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7

条による産業廃棄物処理施設の種類になります。今回の施設の種類の種類は焼却施設となり、対象処理品目は汚泥、廃油、廃プラスチック類、その他の産業廃棄物になります。

それでは、本題の議案第5号についてご説明申し上げます。

議案書は15～17ページ。参考資料はA3版で、11、12ページとなっております。参考資料の11ページをお開きください。

申請者は、株式会社丸勝小野商事 代表取締役 小野智史です。

申請敷地の位置は、図面の赤色の円で囲まれたところで、青森県南津軽郡田舎館村大字高樋字川原田32-1外12筆となっております。当該申請地は用途地域の指定のない区域、いわゆる無指定地域で市街化調整区域となっております。

12ページをお開きください。左下の表の「処理能力」の欄をご覧ください。今回の施設は、産業廃棄物と一般廃棄物の焼却施設となります。本都市計画審議会の対象は産業廃棄物の焼却施設となります。一般廃棄物処理施設に対しては、田舎館村都市計画審議会に付議するものとなります。許可対象の処理品目は、汚泥・廃油・廃プラスチック類・その他の産業廃棄物であり、処理能力は記載のとおりとなっております。許可対象品目及び処理能力は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条に規定されております。右の配置図をご覧ください。赤い四角で囲まれた位置に、計画するものとなります。3階建ての焼却施設であり、建築面積501.44㎡、延べ床面積883.44㎡となっております。焼却施設内には、管理・事務スペースも設けられております。

次に、敷地の位置が都市計画上支障ないか否かについてご説明いたします。

補足資料5をご覧ください。「法第51条ただし書き許可（基準設定の考え方）に基づいた今回の計画の検討」を用いご説明いたします。

まず、「都市内の位置」についてであります。上位計画の位置づけについては、計画地は「市街化調整区域」であり、市街化が見込まれる場所ではありません。計画地は、農地ではありません。周囲は、農地・河川敷に囲まれており、一番近い民家・住居などで300m程度離れております。

次に、都市内の産業廃棄物処理施設の配置については、計画地は幅員7.5mの村道に接しており、当該村道は国道・県道等に接続していることから搬出入に支障は無いものと考えております。市街地から離れた場所に位置しており、市街地への環境影響は少ないものと考えます。

続いて、「立地区域・敷地条件」に移ります。用途地域については、計画地は「市街化調整区域」であり、住居系の用途地域への立地ではありません。他法令・立地規制区域については、土砂災害特別警戒区域ではありません。埋蔵文化財の包蔵地ではありません。

当該敷地の周辺建築物からの隔離距離については、大気質に関して、二酸化硫黄を含む5項目全てにおいて、長期平均濃度に係る生活環境の保全上の環境保全目標値を満足しております。騒音に関して、騒音規制法等に基づく騒音規制地域等に指定されていないが、周辺に人家等が少ないという立地条件から、騒音規制法に基づく「特定工場等において発生する騒音の規制基準」の第4種区域と設定し、その基準値内となります。振動に関して、振動規制法に基づく振動規制地域に指定されていませんが、事業内容及び周辺に人家等が少ないという立地条件から「特定工場等において発生する振動の規制基準」の第2種区域と設定し、その基準値内となります。悪臭に関して、悪臭防止法の規制地域であり、煙突排ガスの排出によるアンモニアを含む22項目のすべて0.1以下であり、臭気を感知しない基準を大きく下回るものとなります。これら、大気質、騒音、振動、悪臭の評価より、周辺環境への影響はほとんどないものと判断します。接道道路幅員については、計画地が接する村道は、7.5mの幅員を有し、大型車両においてもすれ違いが可能であり、地域の交通への影響に支障がありません。

続いて、「施設計画」についてです。敷地の規模・形状については、計画地は十分な広さを有しており、産業廃棄物の処理活動に支障が出るおそれはありません。環境影響調査により、大気質、騒音、振動、悪臭による周辺環境への影響はほとんどないものと評価されています。駐車場の確保については、計画敷地は広く、待機場所は十分に確保されており、路上駐車等により周辺の交通に支障をきたすおそれはありません。

最後に、「交通処理」についてであります。搬出入経路・ルートについては、計画地は市街地から離れた場所に位置しており、国道・県道等を経由し搬出入される計画であるため、市街地への騒音、振動等の影響は少ないものとなっております。交通量についても、現状の交通量より0.3%~0.7%の増加であり、増加の割合が非常に少ないことから、地域の交通への影響は少ないものとなっております。

次に、許可対象施設の概要につきまして「パワーポイント」でご説明いたします。

「1. 施設整備計画概要～1～」既にご説明したとおりです。

「1. 施設整備計画概要～2～」既にご説明したとおりです。

「2. 産業廃棄物処理施設の設置場所」施設の設置場所は、中央部の赤丸部です。南西側へ約2.3km離れた位置に田舎館村役場、東側へ約2.2km離れた位置に黒石駅があります。最寄りの民家などまでは、約300m離れております。

「3. 産業廃棄物処理施設の配置図」赤い囲みの位置に、新設焼却施設を計画しております。

「4. 新設焼却施設 1階平面図」1階には、廃棄物を投入する「ゴミピット」、焼却後の灰が溜まる「灰溜室」、焼却する「焼却炉」「ガス冷却室」、それ

らを管理する「事務室」があります。

「4. 新設焼却施設 2階平面図」2階には、「中央制御室」があります。

「4. 新設焼却施設 3階平面図」3階には、「会議・見学スペース」があり、県内の小中学生や地域住民が見学できるスペースがあります。

「5. 焼却施設概要」焼却設備は、竪型ストーカ式焼却炉、いわゆるバーチカル炉と呼ばれるものであり、不完全燃焼を防げる仕組みになっており、ダイオキシン類の発生を抑制することができます。また、ろ過式集じん機、乾式有害ガス除去装置を有しており、「ばいじん」「酸性ガス成分」「水銀」等の重金属類を高効率で除去します。また、バーチカル炉との関係で、ダイオキシン類の発生低減に抜群の効果を発揮するものとなります。

「6. 廃棄物焼却処理フロー」左から2番目、焼却設備のバーチカル炉に廃棄物が投入され、排ガスの冷却、排ガスがフィルタを経由して、排気筒から排出されます。残った灰は、最終処分場へ排出されます。

「7. 環境評価」本焼却施設設置に伴い生活環境影響調査を行っております。評価項目は、大気質、騒音、振動、悪臭について評価しております。水環境における評価は、当該施設で使用される水は、施設の外に排水されない計画であり、周辺水域の水質への影響はないものと考えており、評価項目として選定されておられません。

「7. 環境評価（大気質1）」施設の煙突排ガスから排出される二酸化硫黄、二酸化窒素、塩化水素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類の長期平均濃度について、有風時、弱風時、無風時の予測条件のもと予測を行っております。安全面を考慮した予測の結果、施設の北側1km地点に最大濃度が出現するものとなりました。

「7. 環境評価（大気質2）」予測結果は、ご覧のとおりであり、全ての項目において、環境保全目標値を下回る結果となり、周辺環境への影響はほとんどないと判断します。

「7. 環境評価（大気質3）」予測結果の他、排ガス処理、ダイオキシン対策、その他の対策、監視計画等、影響の回避・低減に対して対策を検討しており、大気汚染防止対策は適切であると判断できます。

「7. 環境評価（騒音1）」田舎館村は騒音規制法及び環境基準の類型に基づく規制地域の指定はありません。よって、本評価では「特定工場等において発生する騒音の規制基準」を採用し、計画地が騒音規制地域に指定されていない、周囲に人家などが少ない条件から「第4種区域」（工業地域相当）の基準値を用いることとされております。計画施設稼働に伴い発生する、敷地境界線での最高予測値は、基準値を下回る結果となり、周辺環境への影響はほとんどないと判断します。一部、基準値に非常に近い数値が予測されましたが、一番近い人家で300m程度離れているため、人家などへの影響はないものと判断します。

「7. 環境評価（騒音2）」騒音の目安表になりますが、最大で新幹線の車内と同等となります。

「7. 環境評価（騒音3）」予測結果の他、発生源対策、その他の対策、監視計画等、影響の回避・低減に対して対策を検討しており、騒音対策は適切であると判断できます。

「7. 環境評価（振動1）」田舎館村は振動規制法に基づく振動規制地域の指定はありません。よって、本評価では事業の特性から「特定工場等において発生する振動の規制基準」を採用し、計画地が振動規制地域に指定されていない、周囲に人家などが少ない条件から「第2種区域」（近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域相当）の基準値を用いることとされております。計画施設稼働に伴い発生する、敷地境界線での最高予測値は、基準値を下回る結果となり、周辺環境への影響はほとんどないと判断します。

「7. 環境評価（振動2）」振動の目安表になりますが、階級1であり、屋内にいる人の一部がわずかな揺れを感じる程度となります。

「7. 環境評価（振動3）」予測結果のほか、発生源対策、その他の対策、監視計画等、影響の回避・低減に対して対策を検討しており、振動対策は適切であると判断できます。

「7. 環境評価（悪臭1）」悪臭防止法により、工場、事業所から排出される悪臭原因物のうち、政令で定めた22物質及び臭気指数について規制が行われています。田舎館村は、青森県知事の指定により、悪臭防止法に基づく規制地域に指定されています。予測の結果、施設から排出される悪臭の臭気濃度は3km～6kmの範囲で最大値が予測されました。ただし、1以下は臭気を感じないことを意味するものであり、1を大きく下回る結果となり、周辺環境への影響はほとんどないと判断します。

「7. 環境評価（悪臭2）」予測結果のほか、排ガスの悪臭防止装置、施設の悪臭防止装置、車両の悪臭防止装置、運搬方法の対策、監視計画等、影響の回避・低減に対して対策を検討しており、悪臭対策は適切であると判断できます。

「8. 総評」以上より、都市内の位置、立地区域、敷地条件、施設計画、交通処置、環境対策の妥当性の評価において、問題がないことから、当該施設の計画について、その敷地の位置が都市計画上、支障がないと考えます。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【堀内会長代理】

ありがとうございます。ただいま説明のありました議案第5号について、ご質問、ご意見等ございませんか。

（質問・意見なし）

それでは、ご質問、ご意見等ないようですので、お諮りいたします。
議案第5号については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【堀内会長代理】

ありがとうございます。それでは、ご異議ないようですので、議案第5号については原案どおり決定することといたします。

次に、議案第6号「建築基準法第52条第8項第1号による区域の指定（青森県知事指定）」についてご審議をお願いいたします。

それでは、議案の内容について、事務局から説明してください。

【事務局】

それでは、議案第6号「建築基準法第52条第8項第1号の規定による区域の指定（青森県知事許可）」についてご説明いたします。

始めに、関係法令等についてご説明申し上げます。

お手元に、お配りしております補足資料1「議案第6号に関する補足説明資料」をご覧ください。

建築基準法第52条第1項の条文を記載しております。

建築物を計画する際は、「敷地面積に対する建築物の規模の値」である容積率が、第1項各号で定める基準値以下でなければならないとされております。同条第8項では、その全部又は一部を住宅の用途に供する建築物で、条件に該当するものについては、容積率の基準値を1.5倍まで緩和することができるとされております。しかし、同項第1号では、「都市計画審議会の議を経て指定する区域を除く」とされており、指定された区域は、容積率の基準値の緩和が受けられないこととなります。本条文は平成14年の法改正により加えられたものとなります。

それでは、本題の議案第6号についてご説明申し上げます。

議案書は18～20ページ。参考資料はA3版13ページとなっております。参考資料の13ページをご覧ください。

平成14年の法改正に伴い、建築基準法第52条第8項が加えられましたが、良好な市街地環境の維持・形成を図るため、平成15年4月9日付け青森県告示第278号により、容積率の基準値の緩和、いわゆる「特例措置」の適用除外を、都市計画審議会を経て指定しております。現指定範囲は、「青森市、弘前市並び

に八戸市の区域及びおいらせ都市計画区域を除く都市計画区域」となっております。青森市、弘前市及び八戸市は、それぞれが建築主事を置く特定行政庁となるため、県は三市を除く市町村を所管することとなります。今回、令和3年9月1日施行で、おいらせ都市計画が施行されたことに伴い、おいらせ都市計画区域を特例措置できる区域から除外する指定を行い、県が所管する市町村において統一的な法施行と、良好な市街地環境の維持・形成を図るものであります。

次に、制度の概要につきまして「パワーポイント」でご説明いたします。

「建築基準法第52条第8項について～制度概要～」建築基準法第52条第8項は、住宅、商業施設、事務所などの建築物を立地することができる用途地域において、一定要件の住宅系建築物について、「都市計画で定めた容積率の限度」の1.5倍を上限として特例措置できるものであります。この特例措置は、確認申請時に容積率の緩和を行い、立地までの手続きを迅速にすることで、民間事業者の負担を軽減し、土地の有効利用、流動化を図り都市再生を促進することを目的としているものであり、必要に応じ、特定行政庁が区域を定めて当該規定の適用を除外することが出来ることとなっております。適用除外ができる区域は、都市計画区域の内、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域、商業地域とされております。

「建築基準法第52条第8項について～現状～」特定行政庁である青森県知事の所管する区域に係る市町村において、次の理由により特例措置の適用を除外し、「各市町の都市計画で定めた容積率の限度」により容積率制限を行っております。

一つ目は、類似の制度として総合設計制度がありますが、許可実績が無く、容積率の緩和を求める機運も高まっておりません。

二つ目は総合設計制度で設けられる空地は、利用形態・空地のまとまり・空地の公開性により市街地環境の整備改善に寄与することとなりますが、特例措置により設けられる空地は、面積要件のみであり、空地と敷地周辺との繋がりが審査の対象とならず、周辺地区との整合性・一体性、利便性・公開性が担保されないため、市街地環境整備の支障となることが懸念されます。

三つ目は大都市圏に比べ、土地の有効活用について逼迫した状況にありません。

「建築基準法第52条第8項について～現指定範囲～」こちらは、現在の指定範囲となっております。緑で示している青森市、弘前市及び八戸市のほか、令和3年9月1日から都市計画が施行されているおいらせ町を除く区域を指定しております。

「建築基準法第52条第8項について～改正理由～」おいらせ町にのみ特例措置が適用され、特定行政庁である青森県知事の所管する区域に係る市町村において、法適用の差が生じております。現時点においても、類似の制度である

総合設計制度に係る相談・許可実績が無く、容積率の緩和を求める機運も高まっておりません。総合設計制度により設けられる空地は、利用形態・空地のまとまり・空地の公開性により市街地環境の整備改善に寄与することとなりますが、特例措置により設けられる空地は、面積要件のみであり、空地と敷地周辺との繋がりが審査の対象とならず、周辺地区との整合性・一体性、利便性・公開性が担保されないため、市街地環境整備の支障となることが懸念されます。大都市圏に比べ、土地の有効活用について逼迫した状況にはありません。おいらせ町へ、特例措置の適用除外に係る区域指定について意見照会しましたが、意見なく、了承との回答を得ております。

「建築基準法第52条第8項について～改正指定範囲～」改正後の指定範囲は、「青森市、弘前市及び八戸市の区域を除く都市計画区域」とし、青森県が所管する区域については、特例措置が適用されないこととなります。

本日の当審議会の議を経まして、おいらせ都市計画区域について、建築基準法第52条第8項第1号の規定による指定を考えております。

以上をもちまして、議案の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【堀内会長代理】

ありがとうございます。ただいま説明のありました議案第6号について、ご質問、ご意見等ございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問、ご意見等ないようですので、お諮りいたします。議案第6号については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【堀内会長代理】

ありがとうございます。それでは、ご異議ないようですので、議案第6号については原案どおり決定することといたします。

これで、本日の審議案件は全て終了いたしました。

つきましては、青森県知事に対し、審議結果について原案のとおり議決された旨、答申することといたします。

それでは、進行を司会にお返しいたします。

【司会】

委員の皆様方には、ご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、これを持ちまして、第148回青森県都市計画審議会を閉会いたします。

なお、次回の審議会開催につきましては、現時点では未定でありますので、決まりましたら、後日、改めて皆様にお知らせします。

本日はどうもありがとうございました。